

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料

〔蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更〕

2022年4月11日

九州電力株式会社

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定の変更について

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定を以下のとおり変更する。

1. 蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更に伴う変更を行う。

蒸気発生器保管庫を1号炉、2号炉及び3号炉共用とし、3号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等を貯蔵保管することから、関連する次の条文の変更を行う。

【変更する条文】

- ・第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）
 第98条の2（放射性固体廃棄物の管理）
 第103条の2（管理区域の設定・解除）

2. 運用の変更に伴う変更

蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更にあわせ、蒸気発生器保管庫内の廃棄物管理、管理区域〔蒸気発生器保管庫〕設定等の行為者を1、2号炉の課長から3、4号炉の課長へ変更又は追加する。

【変更する条文】

- ・第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置）
 第29条の2（放射性固体廃棄物の管理）
 第35条の2（管理区域の設定・解除）

以上

補足説明資料—1

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

目 次

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理
4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

保安規定審査基準の要求事項から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

(1) 保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

2.1 保安規定に規定すべき項目について

法令上及び保安規定審査基準等の要求事項の変更を踏まえ、発電用原子炉設置者は論点ごとに保安規定へ反映すべき項目を整理し、必要な改正、制定を行ったうえで引き続きこれらを遵守する。

2.2.1 保安規定に記載すべき事項について

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める。

(2) 保安規定の記載方針

(1) 項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容については保安規定添付2及び添付3に記載する。また、必要に応じて二次文書他に記載する。

以上

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項目	説明 内容
関連する実用炉規則	○実用炉規則の該当箇所を明確にする。
保安規定審査基準	○保安規定審査基準の該当箇所を明確にする。
記載すべき内容	○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「赤字」により、関連する実用炉規則及び保安規定審査基準の変更等による保安規定の変更内容を記載する。
記載の考え方	○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○保安規定及び社内規定文書（2次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。
該当規定文書	○該当する社内規定文書（2次文書）を記載する。 ○「（新規）」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。 ○「（既存）」により、既存の社内規定文書を改正したもの明確にする。
記載内容の概要	○該当する社内規定文書（2次文書）の具体的な記載内容を記載する。 ○「（新規記載）」により、社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。

3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

(1) 第1編 運転段階の発電用原子炉施設編 (3号炉及び4号炉に係る保安措置)

保安規定審査基準 (H25. 6. 19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第129条 所員への保安教育	—
	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第130条 請負会社従業員への保安教育	—
	2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第11条 構成及び定義	—
	3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第12条 運転員等の確保	—
	4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	第12条の2 運転管理業務	—
	5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第14条 運転管理に関する社内基準の作成	—
	6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第15条 引継	—
	7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。	第12条の2 運転管理業務	—
	なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第16条 原子炉起動前の確認事項	—
		第17条 火災発生時の体制の整備	—
		第17条の2 内部溢水発生時の体制の整備	—
		第17条の2の2 火山影響等発生時の体制の整備	—
		第17条の3 その他自然災害発生時等の体制の整備	—
		第17条の3の2 有毒ガス発生時の体制の整備	—
		第17条の4 火山活動のモニタリング等の体制の整備	—
		第17条の5 資機材等の整備	—
		添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	—
		第18条 水質管理	—
		第18条の2 原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	—
		第19条 停止余裕	—
		第20条 臨界ボロン濃度	—
		第21条 減速材温度係数	—
		第22条 制御棒動作機能	—
		第23条 制御棒の挿入限界	—
		第24条 制御棒位置指示	—
		第25条 炉物理検査－モード1	—
		第26条 炉物理検査－モード2	—
		第27条 化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	—
		第28条 原子炉熱出力	—
		第29条 热流束熱水路係数(FQ(Z))	—
		第30条 核的エンタルビ上昇熱水路係数(FN△H)	—
		第31条 軸方向中性子束出力偏差	—
		第32条 1/4炉心出力偏差	—
		第33条 計測及び制御設備	—
		第34条 DNB比	—
		第35条 1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率	—
		第36条 1次冷却系－モード3	—
		第37条 1次冷却系－モード4	—
		第38条 1次冷却系－モード5(1次冷却系満水)	—
		第39条 1次冷却系－モード5(1次冷却系非満水)	—
		第40条 1次冷却系－モード6(キャビティ高水位)	—
		第41条 1次冷却系－モード6(キャビティ低水位)	—
		第42条 加圧器	—
		第43条 加圧器安全弁	—
		第44条 加圧器逃がし弁	—
		第45条 低温過加圧防護	—
		第46条 1次冷却材漏えい率	—
		第47条 蒸気発生器細管漏えい監視	—
		第48条 余熱除去系への漏えい監視	—
		第49条 1次冷却材中のよう素131濃度	—
		第50条 蓄圧タンク	—
		第51条 非常用炉心冷却系－モ	—

保安規定審査基準 (H25. 6. 19 制定、R1. 12. 25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
		一ド1、2及び3－	
	第 52 条	非常用炉心冷却系 モード4－	－
	第 53 条	燃料取替用水タンク	－
	第 54 条	削除（2号炉に係る保安装置）	－
	第 55 条	原子炉格納容器	－
	第 56 条	削除（2号炉に係る保安装置）	－
	第 57 条	原子炉格納容器スプレイ系	－
	第 58 条	アニュラス空気浄化系	－
	第 59 条	アニュラス	－
	第 60 条	主蒸気安全弁	－
	第 61 条	主蒸気隔離弁	－
	第 62 条	主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁	－
	第 63 条	主蒸気逃がし弁	－
	第 64 条	補助給水系	－
	第 65 条	復水タンク	－
	第 66 条	原子炉補機冷却水系	－
	第 67 条	原子炉補機冷却海水系	－
	第 68 条	制御用空気系	－
	第 69 条	中央制御室非常用循環系	－
	第 70 条	安全補機室空気浄化系	－
	第 71 条	外部電源	－
	第 72 条	ディーゼル発電機 モード1、2、3及び4－	－
	第 73 条	ディーゼル発電機 モード1、2、3及び4以外－	－
	第 74 条	ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気	－
	第 75 条	非常用直流電源 モード1、2、3及び4－	－
	第 76 条	非常用直流電源 モード5、6及び照射済燃料移動中－	－
	第 77 条	所内非常用母線 モード1、2、3及び4－	－
	第 78 条	所内非常用母線 モード5、6及び照射済燃料移動中－	－
	第 79 条	I次冷却材中のほう素濃度 モード6－	－
	第 80 条	原子炉キャビティ水位－燃料移動中－	－
	第 81 条	原子炉格納容器貫通部－燃料移動中－	－
	第 82 条	使用済燃料ピットの水位及び水温	－
	第 83 条	重大事故等対処設備	－
	第 83 条の2	特重施設を構成する設備	－
	第 84 条	I次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	－
	第 84 条の2	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	－
	第 85 条	運転上の制限の確認	－
	第 86 条	運転上の制限を満足しない場合	－
	第 88 条	運転上の制限に関する記録	－
	第 12 条の2	運転管理業務	－
	第 89 条	異常時の基本的な対応	－
	第 90 条	異常時の措置	－
	第 91 条	異常収束後の措置	－
	添付1	異常時の運転操作基準（第90条関連）	－
8.	サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。		
9.	LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。		
10.	LCOに係る記録の作成について定められていること。		
11.	LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。		

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	保安規定条文
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号 【発電用原子炉の運転期間】	<p>1.2. L C O が設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則として A O T 内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価 (P R A : Probabilistic Risk Assessment) 等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。</p> <p>1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。</p> <p>2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。</p> <p>3. 実用炉規則第 92 条第 2 項第 1 号に基づき、実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書(発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第 82 条第 4 項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。)が添付されていること。</p> <p>4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間(発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)、のうちいざれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第 55 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間(定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。</p> <p>実用炉規則第 82 条第 4 項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管 P 発第 1306198 号(平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定)) を参考として記載していること。</p> <p>5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。</p> <p>6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第 55 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。</p> <p>7. 運転期間が 1 3 月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。</p> <p>8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。</p>
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	<p>1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>
実用炉規則第 92 条第 1 項第 9 号 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	<p>1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれをして遵守させる措置が定められていること。</p>
実用炉規則第 92 条第 1 項第 10 号 【排気應相設備及び排水應相設備】	<p>1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p>

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
備】	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第101条	放出管理用計測器の管理	—
実用炉規則第92条第1項第11号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。 2. 國際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神のとどり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。 3. 実用炉規則第78条に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。 4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。 5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域内に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。 6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。 8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する事項については、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。 9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第110条	放射線業務従事者の線量管理等	—
		第98条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	—
		第111条	床・壁等の除染	—
		第112条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
		第114条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
		第114条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
		第115条	発電所外への運搬	—
		—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
		第98条の5	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
		第103条の2	管理区域の設定・解除	—
		第104条	管理区域内における区域区分	—
		第107条	管理区域出入者の遵守事項	—
		第111条	床・壁等の除染	—
		第114条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
		第101条	放出管理用計測器の管理	—
		第113条	放射線計測器類の管理	—
		第101条	放出管理用計測器の管理	—
		第113条	放射線計測器類の管理	—
		第92条	新燃料の運搬	—
		第93条	新燃料の貯蔵	—
		第96条	使用済燃料の貯蔵	—
		第97条	使用済燃料の運搬	—
		第92条	新燃料の運搬	—
		第97条	使用済燃料の運搬	—
		第95条	燃料の取替等	—
実用炉規則第92条第1項第12号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。 2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第98条の2	放射性固体廃棄物の管理	有
実用炉規則第92条第1項第13号 【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等】	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第98条の4	輸入廃棄物の管理	—
実用炉規則第92条第1項第14号 【放射性廃棄物の廃棄】	2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第99条	放射性液体廃棄物の管理	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 15 号 【非常に場合に講ずべき処置】	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 100 条	放射性気体廃棄物の管理	—
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第 112 条の 2	平常時の環境放射線モニタリング	—
	7. A L A R A の精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第 103 条	放射線管理に係る基本方針	—
		第 102 条	頻度の定義	—
	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第 119 条	原子力防災組織	—
	2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第 120 条	原子力防災要員	—
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第 121 条	原子力防災資機材等の整備	—
	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第 121 条	原子力防災資機材等の整備	—
	5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 122 条	通報経路	—
	6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について 250 mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。	第 124 条	通報	—
	7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に關し、適切な内容が定められていること。	第 119 条	原子力防災組織	—
	8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 125 条	緊急時体制の発令	—
	9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 126 条	応急措置	—
		第 127 条	緊急時における活動	—
		第 120 条の 2	緊急作業従事者の選定	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に關する措置】	1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。 イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） ① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に關すること。 ② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に關すること。 ③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に關すること。 ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） ① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に關すること。 ② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に關すること。 ③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に關すること。 ④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に關すること。 ⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に關することを含む。）に關すること。 ⑥ 発生する有害ガスからの遮蔽・監視に關すること。	第 127 条の 2	緊急作業従事者の線量管理	—
		第 128 条	緊急時体制の解除	—
		第 123 条	原子力防災訓練	—
		第 12 条	運転員等の確保	—
		第 17 条	火災発生時の体制の整備	—
		第 17 条の 2	内部溢水発生時の体制の整備	—
		第 17 条の 2 の 2	火山影響等発生時の体制の整備	—
		第 17 条の 3	その他自然災害発生時等の体制の整備	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	<p>ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に關すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に關すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に關すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に關すること。</p> <p>⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に關すること。</p> <p>⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に關すること。</p> <p>（2）（1）に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。</p> <p>イ 重大事故等発生時</p> <p>① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（②に關するものを除く。）については記載を要しない。</p> <p>ロ 大規模損壊発生時</p> <p>定められた内容が大規模損壊に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>（3）必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に關すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</p> <p>（4）必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>（5）その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。</p>	<p>第 17 条の 4</p> <p>火山活動のモニタリング等の体制の整備</p>	—	
		<p>第 17 条の 5</p> <p>資機材等の整備</p>	—	
		<p>第 17 条の 6</p> <p>重大事故等発生時の体制の整備</p>	—	
		<p>第 17 条の 7</p> <p>大規模損壊発生時の体制の整備</p>	—	
		<p>添付 2</p> <p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p>	—	
		<p>添付 3</p> <p>重大事故等及び大規模損壊対応にかかる実施基準</p>	—	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 17 号 【記録及び報告】	<p>1. 発電用原子炉施設に係る保安に關し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 実用炉規則第 6.7 条に定める記録について、その記録の管理に關すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、実用炉規則第 1.3.4 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合においては、経営責任者に確實に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>第 131 条</p> <p>記録</p>	—	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 18 号 【発電用原子炉施設の施設管理】	<p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第 1.9.1.2.2.5.7 号-7（令和元年 1 月 25 日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p> <p>2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に關することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第 8.2 条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に關する技術的な評価を実施するための手順及び体</p>	<p>第 13 条</p> <p>巡視点検</p> <p>第 118 条</p> <p>施設管理計画</p> <p>第 118 条の 2</p> <p>設計管理</p> <p>第 118 条の 3</p> <p>作業管理</p> <p>第 118 条の 6</p> <p>原子炉施設の経年劣化に關する技術的な評価及び長期施設管理方針</p>	—	

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
	制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。		
	3. 運転を開始した日以後 30 年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	第 118 条の 6 添付 6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針 長期施設管理方針（第 118 条の 6 関連）
	4. 実用炉規則第 92 条第 1 項第 18 号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関する事を変更しようとする場合（実用炉規則第 82 条第 1 項から第 3 項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第 4 項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第 82 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の評価の結果又は第 4 項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕
	5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	添付 6	長期施設管理方針（第 118 条の 6 関連）
	6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事が定められていること。	第 118 条の 4 第 118 条の 5	使用前事業者検査の実施 定期事業者検査の実施
	7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第 94 条	燃料の検査
実用炉規則第 92 条第 1 項第 19 号 【技術情報の共有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を BWR 事業者協議会、PWR 事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第 118 条	施設管理計画
実用炉規則第 92 条第 1 項第 20 号 【不適合発生時の情報の公開】	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第 3 条 第 3 条	品質マネジメントシステム計画 品質マネジメントシステム計画
実用炉規則第 92 条第 1 項第 21 号 【その他必要な事項】	1. 日常の QMS に係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第 1 条 第 1 条	目的 目的

(2) 第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置）

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
実用炉規則第92条第3項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守
	2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。		
実用炉規則第92条第3項第2号 【品質マネジメントシステム】	1) 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）若しくは法第43条の3の34第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画
実用炉規則第92条第3項第3号 【廃止措置に係る品質マネジメントシステム】	2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画
	○ 前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画
実用炉規則第92条第3項第4号 【廃止措置を行う者の職務及び組織】	1) 本店（本部）及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条	保安に関する組織
	2) 廃止措置主任者の選任に関すること 廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。この際、以下の事項を考慮すること i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること 廃止措置主任者は、原子炉施設者（社長、理事長等）の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長に対し、意見具申できる立場に配置すること。	第8条	廃止措置主任者の選任
	ii. 廃止措置主任者の職務に関すること a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。 b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。	第9条	廃止措置主任者の職務等
	iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重 a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。 b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。	第9条	廃止措置主任者の職務等
	iv. 廃止措置主任者を補佐する組織 廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉施設者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。 この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすること。	-	〔補佐組織を設置していないため、保安規定に記載なし〕

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無				
	<p>v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置 廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続とすること。 なお、法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子炉については、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。</p> <p>表1 廃止措置主任者の選任要件</p> <table border="1"> <tr> <td>廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合</td><td>以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者</td></tr> <tr> <td>廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合</td><td>以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者</td></tr> </table>	廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者	廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者	第8条	廃止措置主任者の選任	—
廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者							
廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者							
実用炉規則第92条第3項第5号 【廃止措置を行う者に対する保安教育】	<p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	第63条 第64条 第63条 第64条 第63条 第64条 第64条 第64条 第63条 第64条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育 所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育 所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育 請負会社従業員への保安教育 請負会社従業員への保安教育 所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	— — — — — — — — — — —				
実用炉規則第92条第3項第6号 【発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	<p>発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>具体的には</p> <p>1) 発電用原子炉の炉心に核燃料物質を装荷しないこと。</p> <p>2) 原子炉制御室の原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。</p> <p>3) 核燃料物質の譲渡し先が明確になっており、等が明確になっていること。</p>	第15条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	—				
実用炉規則第92条第3項第7号 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	<p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 発電用原子炉施設の保安に関する重要な事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要な事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	第6条 第7条	原子力発電安全委員会 玄海原子力発電所安全運営委員会	— —				
実用炉規則第92条第3項第8号 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限】	<p>本事項については、以下のようないわゆる「特別措置」が定められていること。</p> <p>1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6) 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7) 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p>	第35条の2 添付1 第36条 第37条 第38条 第38条 第39条 第46条 第47条	管理区域の設定・解除 管理区域図（第35条の2及び第36条関連） 管理区域内における区域区分 管理区域内における特別措置 管理区域への出入管理 管理区域への出入管理 管理区域出入者の遵守事項 管理区域外等への搬出及び運搬 発電所外への運搬	有 — — — — — — — — —				

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、R1.12.25 最終改正）	保安規定条文	変更有無	
実用炉規則第92条第3項第9号 【排気監視設備及び排水監視設備】	8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められること。	第40条 保全区域	—
	9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	添付2 保全区域図(第40条関連)	—
	10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第41条 周辺監視区域	—
		第48条 請負会社の放射線防護	—
実用炉規則第92条第3項第9号 【排気監視設備及び排水監視設備】		第49条 頻度の定義	—
	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るもののが、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められてもよい。	第31条 放射性液体廃棄物の管理	—
		第32条 放射性気体廃棄物の管理	—
実用炉規則第92条第3項第10号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線業務従事者が受けた線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第42条 放射線業務従事者の線量管理等	—
	2) 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALAR A」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受けた線量を管理することが定められていること。	第35条 放射線管理に係る基本方針	—
	3) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第46条 管理区域外等への搬出及び運搬	—
	4) 実用炉規則第78条又は研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第43条 床・壁等の除染	—
	5) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第44条 外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
	6) 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、(12)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められてもよい。	第46条 管理区域外等への搬出及び運搬	—
	7) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する事項については、「原子力施設における『放射性廃棄物でない廃棄物』の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-1111a-08-1）））を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められてもよい。	第30条の3 放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
	8) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められてもよい。	— 【クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし】	—
	9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第35条の2 管理区域の設定・解除 第36条 管理区域内における区域区分 第39条 管理区域出入者の遵守事項 第43条 床・壁等の除染 第46条 管理区域外等への搬出及び運搬	— — — — —
実用炉規則第92条第3項第11号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第33条 放出管理用計測器の管理	—
	2) 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められてもよい。	第45条 放射線計測器類の管理	—
実用炉規則第92条第3項第12号 【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下の事項が明記されていること。 1) 核燃料物質の工場又は事業所内における運搬及び工場又は事業所の外における運搬に関する事項。 ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められてもよい。	第25条 新燃料の運搬 第26条 新燃料の貯蔵 第27条 使用済燃料の貯蔵 第28条 使用済燃料の運搬	— — — —

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第 92 条第 3 項第 13 号 【放射性廃棄物の廃棄】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 3) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。 4) A L A R A の精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。 5) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に關し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 6) 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 7) 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10) 及び (12) における運搬に關する事項と併せて定められていてもよい。	第 32 条	放射性気体廃棄物の管理	—
	第 31 条	放射性液体廃棄物の管理	—	
	第 44 条の 2	平常時の環境放射線モニタリング	—	
	第 29 条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	—	
	第 29 条の 2	放射性固体廃棄物の管理	有	
	第 29 条の 2	放射性固体廃棄物の管理	有	
	第 29 条の 2	放射性固体廃棄物の管理	有	
実用炉規則第 92 条第 3 項第 14 号 【非常の場合に講ずべき処置】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2) 緊急時における運転に關する組織内規程類を作成することが定められていること。 3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。 4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。 5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 49 条	頻度の定義	—
	第 51 条	原子力防災組織	—	
	第 52 条	原子力防災要員	—	
	第 54 条	原子力防災資機材等の整備	—	
	第 13 条	廃止措置管理に関する社内基準の作成	—	
	第 55 条	通報経路	—	
	第 57 条	通報	—	
	第 51 条	原子力防災組織	—	
	第 58 条	緊急時体制の発令	—	
	第 59 条	応急措置	—	
	第 60 条	緊急時における活動	—	
	第 53 条	緊急作業従事者の選定	—	
	第 61 条	緊急作業従事者の線量管理等	—	
実用炉規則第 92 条第 3 項第 15 号 【設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置】	第 62 条	緊急時体制の解除	—	
	第 56 条	原子力防災訓練	—	
	第 16 条	地震・火災等発生時の措置	—	
	第 17 条	電源機能喪失時等の体制の整備	—	
	第 17 条	電源機能喪失時等の体制の整備	—	

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第 92 条第 3 項第 16 号、17 号 【発電用原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告】	ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。	第 17 条	電源機能喪失時等の体制の整備	—
	ii. 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。	第 16 条 第 17 条	地震・火災等発生時の措置 電源機能喪失時等の体制の整備	— —
	iii. 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。	第 16 条 第 17 条	地震・火災等発生時の措置 電源機能喪失時等の体制の整備	— —
	iv. その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	第 16 条 第 17 条	地震・火災等発生時の措置 電源機能喪失時等の体制の整備	— —
	本事項については、以下のようないし事項が明記されていること。 1) 発電用原子炉施設に係る保安に關し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第 65 条	記録	—
	2) 実用炉規則第 6.7 条又は研開炉規則第 6.2 条に定める記録について、その記録の管理に関する事項（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第 65 条	記録	—
	3) 発電所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。	第 66 条 第 9 条	報告 廃止措置主任者の職務等	— —
	4) 特に、実用炉規則第 1.3~4 条各号又は研開炉規則第 1.2~9 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合においては、例えば、経営責任者に確實に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 66 条	報告	—
	5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第 66 条	報告	—
	本事項については、以下のようないし事項が明記されていること。 1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第 1912257 号-7（令和元年 12 月 25 日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要のある施設の施設管理を含む。）。	第 50 条	施設管理計画	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 18 号 【発電用原子炉施設の施設管理】	2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第 50 条の 4 第 50 条の 5	使用前事業者検査の実施 定期事業者検査の実施	— —
	本事項については、以下のようないし事項が明記されていること。 プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を BWR 事業者協議会、PWR 事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。	第 50 条	施設管理計画	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 19 号 【保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有】	本事項については、以下のようないし事項が明記されていること。 1) 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。	第 3 条	品質マネジメントシステム計画	—
	2) 情報の公開に關し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第 3 条	品質マネジメントシステム計画	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 21 号 【廃止措置の管理】	廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	第 10 条 第 11 条 第 13 条 第 14 条 第 16 条 第 18 条 第 19 条 第 20 条 第 21 条 第 22 条 第 23 条 第 24 条 第 29 条の 2 第 30 条	構成及び定義 運転員の確保 廃止措置管理に関する社内基準の作成 引継 地震・火災等発生時の措置 安全貯蔵措置 工事の計画及び実施 工事完了の報告 使用済燃料ピットの水位及び水温 施設運用上の基準の確認 施設運用上の基準を満足しない場合 施設運用上の基準に関する記録 放射性固体廃棄物の管理 事故由来放射性物質の降低物の影響確認	— — — — — — — — — — — — — — 有 —

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無
		第 31 条	放射性液体廃棄物の管理	—
		第 32 条	放射性ガス廃棄物の管理	—
		第 65 条	記録	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 22 号 【その他必要な事項】	前各項に加えて、以下の内容を定めていること。 1) 日常の QMS に係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に關し必要な事項を定めていること。 2) 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第 1 条	目的	—
		第 1 条	目的	—

4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

(1) 第1編 運転段階の発電用原子炉施設編 (3号炉及び4号炉に係る保安措置)

関連する実用炉規則 (保安規定)	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定			記載内容の概要	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書		
第92条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けるとするとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらとの区域に係る立入制限等に関する事項等に規定すること。	(管理区域の設定・解除) 実用炉規則第92条第1項第9号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等 1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	(管理区域の設定・解除) 第103条の2 発電所の管理区域は、添付4に示す区域とする。 2 安全管理第二課長は、管理区域※1を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。 3 安全管理第二課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。 4 安全管理第二課長は、添付4における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表103の2-1に示す作業を行う場合は、3か月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除に当たって、安全管理第二課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、安全管理第二課長は、あらかじめ法令に定める管理区域内に係る条件を満足できることを確認する。 5 安全管理第二課長は、第4項以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除に当たって、安全管理第二課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、安全管理第二課長は、あらかじめ法令に定める管理区域内に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 6 安全管理第二課長は、第5項にかかるらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、安全管理第二課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 7 安全管理第二課長は、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアは、元に戻す場合についても、安全管理第二課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。	・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 ・蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更に伴う変更	・放射線管理基準 (3, 4号) (既存)	・蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更に伴う業務を社内規定文書に定め、運用する。

※1：管理区域は、添付4のうち「3, 4号炉 管理区域図」、「雑固体焼却炉建屋 管理区域図」、「廃棄物処理建屋 管理区域図」、「固体廃棄物貯蔵庫

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書		
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要	
十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。	実用炉規則第92条第1項第14号 放射性廃棄物の廃棄 1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関すること。 確保のための措置が定められていること。	管理区域図、「蒸気発生器保管車 管理区域図」及び「雑固体溶融処理建屋 管理区域図」をいう（以下、本章において同じ）。	<以下、省略> (放射性固体廃棄物の管理) 第98条の2 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵 ^{※1} 又は保管する。 (1) 濃縮廃液（洗浄排水処理装置から発生した濃縮廃液は除く。）及び薬品ドレンは、発電第二課長が固化装置でドラム缶に固型化し、安全管理第二課長が固体廃棄物貯蔵車（以下「貯蔵車」という。）に保管する。 洗浄排水処理装置から発生した濃縮廃液は、発電第二課長が雑固体焼却設備で焼却処理し、安全管理第二課長が貯蔵車に保管する。 (2) 脱塩塔使用済樹脂は、発電第二課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。ドラム缶に固型化された脱塩塔使用済樹脂は、安全管理第二課長が貯蔵車に保管する。 (3) 原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部等は、保管第二課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第二課長が蒸気発生器保管車に保管する。 (4) 原子炉内で照射された使用済燃料ピットは、技術第二課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。 (5) その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。 なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。 ア 焼却処理する場合は、発電第二課長が雑固体焼却設備で焼却処理する。 イ 燃焼処理する場合は、発電第二課長が燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備で燃焼処理する。 ウ 固型化する場合は、発電第二課長が固型化装置で固型化する。 エ 圧縮減容する場合は、安全管理第二課長がペイラーで圧縮減容する。 オ 溶融処理する場合は、発電第二課長が雑固体溶融処理設備で溶融処理する。	・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 ・蒸気発生器保管車の共用化及び保管対象物の変更に伴う変更	・保修基準（3, 4号）(既存) ・放射線管理基準（3, 4号）(既存)	・蒸気発生器保管車の共用化及び保管対象物の変更に伴う業務を社内規定文書に定め、運用する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要	社内規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方		
		<p>1回、貯蔵庫及び蒸気発生器保管車を巡視するとともに、3か月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 発電第二課当直課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するため、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。</p> <p>また、安全管理第二課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3か月に1回、確認する。</p> <p>(3) 技術第二課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3か月に1回、確認する。</p> <p>4 安全管理第二課長は、貯蔵庫及び蒸気発生器保管車の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>記載の考え方</p> <p><以下、省略></p>		

(2) 第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設設備編（1号炉及び2号炉に係る保安措置）

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定			社内規定文書
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	
(保安規定) 第92条 第3項 法第四十三条の三の三の四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けていふとする廃止措置計画に定め、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。	実用炉規則第92条第3項第8号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらとの区域に係る立入制限等に関する事項	(管理区域の設定・解除) 第35条の2 発電所の管理区域は、添付1に示す区域と 第35条の2-1に示す区域及び周辺監視区域の設定並 びに立入制限 本事項については、以下のような事項が明記され ていること。 1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められ れていること。	・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 ・蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更に伴う変更確認する。	・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 ・放射線管理基準（1, 2号）（既存）	・運用の変更に伴う変更（蒸気発生器保管庫内の廃棄物管理、管理区域「蒸気発生器保管庫」設定等の行為者を1、2号炉の課長から3、4号炉の課長へ変更又は追加する。）を社内規定文書に定め、運用する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。	<p>実用炉規則第92条第3項第13号 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>5) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関する事項が定められていること。</p> <p>6) 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>7) 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中にに関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10) 及び (12) における運搬に関する事項と併せて定めて定められている。</p>	<p>※1：管理区域は、添付1のうち「1、2号炉 管理区城図」をいう（以下、本章において同じ）。 <以下、省略></p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第29条の2 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵※1又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液（洗浄排水処理装置から発生した濃縮廃液は除く。）及び薬品ドレンは、プラント管理課長が固化装置でドラム缶に固化し、安全管理第二課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。洗浄排水処理装置から発生した濃縮廃液は、発電第二課長が雑固体焼却設備で焼却処理し、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(2) 脱塩塔使用済樹脂は、プラント管理課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。ドラム缶に固型化された脱塩塔使用済樹脂は、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(3) 使用済樹脂処理装置による脱塩塔使用済樹脂の処理に伴い発生した処理済樹脂及び廃液のうち、処理済樹脂については、(6)イに基づき処理した上で、安全管管理第二課長が貯蔵庫に保管する。廃液については、プラント管理課長が液体廃棄物処理設備で処理、又は固型化装置でドラム缶に固型化した上で、安全管管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(4) 蒸気發生器取替えに伴い取り外した蒸気發生器等及び原子炉容器上部ふた等は、設備管理課長が蒸気發生器に収納した上で、安全管理第二課長が蒸気發生器等を講じた上で、安全管理第二課長が蒸気發生器等に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、廃止措置運営課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行なうことができる。 ア 焼却処理する場合は、発電第二課長が雑固体焼却設備で焼却処理する。 イ 燃焼処理する場合は、発電第二課長が燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備で燃焼処理する。 ウ 固型化する場合は、発電第二課長が固化装置で固化する。 エ 圧縮減容する場合は、廃止措置安全課長及び安全管管理第二課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>(7) 汚染の除去に伴い発生する使用済樹脂は、設備管理課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵又はドラム缶</p>	<p>・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</p> <p>・蒸気發生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更に伴う変更</p> <p>・放射線管理基準（1、2号）（既存）</p> <p>・運用の変更に伴う変更（蒸気發生器保管庫内の廃棄物管理、管理区域「蒸気發生器保管庫」設定等の行為者を1、2号炉の課長から3、4号炉の課長へ変更又は追加する。）を社内規定文書に定め、運用する。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。			
2 廃止措置安全課長及び安全管理第二課長は、第1項目において封入又は固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表65-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。		(1) 安全管理第二課長は、貯蔵庫における放射性固体廃棄物並びに蒸気発生器保管庫における放射性固体廃棄物 原子炉容器上部及び炉内構造物等の保管状況を確認するため、1週間に1回、蒸気発生器保管庫を巡回するとともに、3か月に1回、保管量を確認する。	(1) 放射線管理基準(1,2号)(既存)	・運用の変更に伴う変更(蒸気発生器保管庫内の廃棄物管理、管理区域「蒸気発生器保管庫」設定等の行為者を1、2号炉の課長から3、4号炉の課長へ変更又は追加する。)を社内規定文書に定め、運用する。	
3 廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、プラント管		(2) プラント管理課 は、使用済脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済脂貯蔵タンクの水位を確認する。また、廃止措置安全課長は、使用済脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3か月に1回、確認する。	(2) 放射線管理基準(1,2号)(既存)	・運用の変更に伴う変更(蒸気発生器保管庫内の廃棄物管理、管理区域「蒸気発生器保管庫」設定等の行為者を1、2号炉の課長から3、4号炉の課長へ変更又は追加する。)を社内規定文書に定め、運用する。	
理課担当直課長及び安全管理第二課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。		(3) 廃止措置運営課長は、使用済燃料ビットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3か月に1回、確認する。	(3) 保修基準(1,2号)(既存)	・運用の変更に伴う変更(蒸気発生器保管庫内の廃棄物管理、管理区域「蒸気発生器保管庫」設定等の行為者を1、2号炉の課長から3、4号炉の課長へ変更又は追加する。)を社内規定文書に定め、運用する。	
4 安全管理第二課長は、貯蔵庫及び蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。		5 設備管理課長及び保修第二課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれららの措置の実施状況を確認する。	・放射線管理基準(1,2号)(既存)	・運用の変更に伴う変更(蒸気発生器保管庫内の廃棄物管理、管理区域「蒸気発生器保管庫」設定等の行為者を1、2号炉の課長から3、4号炉の課長へ変更又は追加する。)を社内規定文書に定め、運用する。	
5 設備管理課長及び保修第二課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれららの措置の実施状況を確認する。		(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。	(1) 保修基準(1,2号)(既存)	・運用の変更に伴う変更(蒸気発生器保管庫内の廃棄物管理、管理区域「蒸気発生器保管庫」設定等の行為者を1、2号炉の課長から3、4号炉の課長へ変更又は追加する。)を社内規定文書に定め、運用する。	
6 廃止措置安全課長及び安全管理第二課長は、第		(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。	(2) 保修基準(1,2号)(既存)	・運用の変更に伴う変更(蒸気発生器保管庫内の廃棄物管理、管理区域「蒸気発生器保管庫」設定等の行為者を1、2号炉の課長から3、4号炉の課長へ変更又は追加する。)を社内規定文書に定め、運用する。	
6 廃止措置安全課長及び安全管理第二課長は、第		(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。	(3) 保修基準(1,2号)(既存)	・運用の変更に伴う変更(蒸気発生器保管庫内の廃棄物管理、管理区域「蒸気発生器保管庫」設定等の行為者を1、2号炉の課長から3、4号炉の課長へ変更又は追加する。)を社内規定文書に定め、運用する。	
		(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。	(4) 保修基準(1,2号)(既存)	・運用の変更に伴う変更(蒸気発生器保管庫内の廃棄物管理、管理区域「蒸気発生器保管庫」設定等の行為者を1、2号炉の課長から3、4号炉の課長へ変更又は追加する。)を社内規定文書に定め、運用する。	
		(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。	(5) 保修基準(1,2号)(既存)	・運用の変更に伴う変更(蒸気発生器保管庫内の廃棄物管理、管理区域「蒸気発生器保管庫」設定等の行為者を1、2号炉の課長から3、4号炉の課長へ変更又は追加する。)を社内規定文書に定め、運用する。	
		(6) 車両を徐行させること。	(6) 保修基準(1,2号)(既存)	・運用の変更に伴う変更(蒸気発生器保管庫内の廃棄物管理、管理区域「蒸気発生器保管庫」設定等の行為者を1、2号炉の課長から3、4号炉の課長へ変更又は追加する。)を社内規定文書に定め、運用する。	
		(7) 核燃料物質等の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を行わせること。	(7) 保修基準(1,2号)(既存)	・運用の変更に伴う変更(蒸気発生器保管庫内の廃棄物管理、管理区域「蒸気発生器保管庫」設定等の行為者を1、2号炉の課長から3、4号炉の課長へ変更又は追加する。)を社内規定文書に定め、運用する。	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 存) ・放射線管理基準（1, 2 号）（既存）	記載内容の概要 管庫内の廃棄物管理、管理区域〔蒸気 発生器保管庫〕設定等の行為者を1、 2号炉の課長から3、4号炉の課長へ 変更又は追加する。）を社内規定文書 に定め、運用する。
7 廃止措置安全課長	管理課長及びプラント管理課長が管理区域内で第36条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないことを確認する。	5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えないこと、及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないことを確認する。			
8 廃止措置安全課長及び安全管理第二課長	放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 (1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。 (2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するに当たって、所長の承認を得る。	5項の運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えないこと、及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないことを確認する。		・保修基準（1, 2号）（既存) ・放射線管理基準（1, 2号）（既存）	運用の変更に伴う変更（蒸気発生器保管庫内の廃棄物管理、管理区域〔蒸気発生器保管庫〕設定等の行為者を1、2号炉の課長から3、4号炉の課長へ変更又は追加する。）を社内規定文書に定め、運用する。
9 保修第二課長	保修第二課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は所長の承認を得る。	5項の運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えないこと、及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えないことを確認する。			
10 保修第二課長	保修第二課長は、第9項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。	5項の運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えないこと、及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えないことを確認する。ただし、第36条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。			
11 保修第二課長	保修第二課長は、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えないことを確認する。ただし、第36条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	5項の運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えないこと、及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えないことを確認する。ただし、第36条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。			
※1	※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。（放射性固体廃棄物の管理）	※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。（放射性固体廃棄物の管理）	・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 ・蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更に伴う変更		
二十一 廃止措置の管理	実用炉規則第92条第3項第21号 廃止措置の管理 廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	実用炉規則第92条第3項第21号 廃止措置の管理 廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	・第29条の2 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵※1又は保管する。 (1) 濃縮廃液（洗浄排水処理装置から発生した濃縮廃液装置でドラム缶に固型化し、安全管理第二課長が固化（は除く。）及び薬品ドレンは、プラント管理課長が固化（は除く。）及びドラム缶に「貯蔵庫」という。）に保管する。洗浄排水処理装置から発生した濃縮廃液は、発電第二課長が雑固体焼却設備で焼却処理し、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。 (2) 脱塩塔使用清掃脂は、プラント管理課長が使用清掃		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書		
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要	
		<p>貯蔵タンクに貯蔵する。ドラム缶に固型化された脱塩塔使用済樹脂は、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(3) 使用済樹脂処理装置による脱塩塔使用済樹脂の処理に伴い発生した処理済樹脂及び廃液のうち、処理済樹脂については、(6)イに基づき処理した上で、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。廃液については、プラント管理課長が液体廃棄物処理設備で処理、又は固化装置でドラム缶に固型化した上で、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等及び原子炉容器上部ふた等は、設備管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>また、炉内構造物取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備管理課長が遮へい機能を有する鉄製の保管容器に収納した上で、安全管理第二課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、廃止措置運営課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>ア 焼却処理する場合は、発電第二課長が雑固体焼却設備で焼却処理する。</p> <p>イ 燃焼処理する場合は、発電第二課長が燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備で燃焼処理する。</p> <p>ウ 固型化する場合は、発電第二課長が固型化装置で固型化する。</p> <p>エ 圧縮減容する場合は、廃止措置安全課長及び安全管理第二課長がベイラで圧縮減容する。</p> <p>オ 溶融処理する場合は、発電第二課長が雑固体溶融處理設備で溶融処理する。</p> <p>(7) 汚染の除去に伴い発生する使用済樹脂は、設備管理課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵又はドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>2 廃止措置安全課長及び安全管理第二課長は、第1項目において封入又は固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表65-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>3 廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、プラント管理課担当直課長及び安全管理第二課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 安全管理第二課長は、貯蔵庫における放射性固体廃棄物並びに蒸気発生器保管庫に於ける蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた及び炉内構造物等の保管状況を確</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運用の変更に伴う変更（蒸気発生器保管庫内の廃棄物管理、管理区域「蒸気発生器保管庫」設定等の行為者を1、2号炉の課長から3、4号炉の課長へ変更又は追加する。）を社内規定文書に定め、運用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理基準（1, 2号）（既存） 	<ul style="list-style-type: none"> 運用の変更に伴う変更（蒸気発生器保管庫内の廃棄物管理、管理区域「蒸気発生器保管庫」設定等の行為者を1、2号炉の課長から3、4号炉の課長へ変更又は追加する。）を社内規定文書 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理基準（1, 2号）（既存）

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>認するためには、1週間に1回、蒸気発生器保管庫を巡回するとともに、3か月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) プラント管理課当直課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。また、廃止措置安全課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3か月に1回、確認する。</p> <p>(3) 廃止措置運営課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3か月に1回、確認する。</p> <p>4 安全管理第二課長は、貯蔵庫及び蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を提示する。</p> <p>5 設備管理課長及び保修第二課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれららの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に入して運搬すること。 と。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6 廃止措置安全課長及び安全管理第二課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第36条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 廃止措置安全課長は、廃止措置運営課長、設備管理課長及びプラント管理課長が管理区域内で第36条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないことを確認する。</p> <p>8 廃止措置安全課長及び安全管理第二課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保修基準（1, 2号）（既存） ・放射線管理基準（1, 2号）（既存） 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用の変更に伴う変更（蒸気発生器保管庫内の廃棄物管理、管理区域「蒸気発生器保管庫」設定等の行為者を1、2号炉の課長から3、4号炉の課長へ変更又は追加する。）を社内規定文書に定め、運用する。 	
				<ul style="list-style-type: none"> ・保修基準（1, 2号）（既存） ・放射線管理基準（1, 2号）（既存） 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用の変更に伴う変更（蒸気発生器保管庫内の廃棄物管理、管理区域「蒸気発生器保管庫」設定等の行為者を1、2号炉の課長から3、4号炉の課長へ変更又は追加する。）を社内規定文書に定め、運用する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		該当規定文書	記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方		
		<p>の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するに当たって、所長の承認を得る。</p> <p>9 保修第二課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は所長の承認を得る。</p> <p>10 保修第二課長は、第9項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されでいないこと。</p> <p>11 保修第二課長は、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第36条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>・運用の変更に伴う変更（蒸気発生器保管庫内の廃棄物管理、管理区域〔蒸気発生器保管庫〕設定等の行為者を1、2号炉の課長から3、4号炉の課長へ変更又は追加する。）を社内規定文書に定め、運用する。</p>		

補足説明資料－2

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

目 次

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

（1）保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

1. はじめに

設置（変更）許可で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求事項として規定

2.2.1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

（2）保安規定の記載方針

（1）項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

① 設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る事項について実施手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。

ただし、例示等に相当する部分の記載は任意とする。

② 設置許可の添付書類は、直接の規制要求ではないが、（1）項の基本方針に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載し、実施手段に相当する部分は必要に応じて二次文書他に記載する。

また、二次文書他に記載するものについてはその理由を明確にする。

③ 保安規定の記載にあっては、保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容は、保安規定添付2及び添付3に記載する。

④ 設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容に係る部分を保安規定に添付する。

ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

（3）その他

① 設計及び工事計画の対応において抽出された運用に係る事項については、別途資料「設計及び工事計画で抽出された運用内容整理」で整理する。

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項目	説明内容
設置変更許可申請書 (本文)	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、設置変更許可申請書（本文）の内容を記載する。 ○「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定及び関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確化する。 ○「<u>緑字（緑下線）</u>」により、関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。 ○「<u>黄色マーカー</u>」により、設置変更許可申請書において既許可から追加された箇所を明確にする。
設置変更許可申請書 (添付書類)	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、設置変更許可申請書（添付書類）の内容を記載する。 ○「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定及び関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。 ○「<u>緑字（緑下線）</u>」により、関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。 ○「<u>黄色マーカー</u>」により、設置変更許可申請書において既許可から追加された箇所を明確にする。
保安規定に記載すべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「<u>黒字（青下線）</u>」により、要求事項を実施する行為者を明確にする。
記載の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○保安規定及び社内規定文書（二次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。
関連する社内規定文書	<ul style="list-style-type: none"> ○関連する社内規定文書（二次文書）を記載する。 ○「(新規)」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。 ○「(既存)」により、既存の社内規定文書を改正したもの明確にする。
記載内容について	<ul style="list-style-type: none"> ○関連する社内規定文書（二次文書）の具体的な記載内容を記載する。 ○「(新規記載)」により、社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。

3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

		上流文書（設置変更許可申請書）
(1)	—	本文 + 添付書類 八
	①	4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
(2)	—	本文 + 添付書類 十
	①	該当なし

設置（変更）許可申請書【本文】 (補正) 2019.10.8	設置（変更）許可申請書【添付書類八】 (補正) 2019.10.8	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	社内規定文書 記載内容の概要
五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造 及び設備 ト、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備	添付書類八 7. 放射性廃棄物の廃棄施設 7.4 固体廃棄物処理設備 7.4.2 設計方針	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
(3) 固体廃棄物の廃棄設備 (i) 構造 固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）は、廃棄物の種類に応じて処理するため、濃縮・溶解等のセメント固化装置（1号、2号、3号及び4号炉共用）、圧縮可能な雑固体廃棄物を圧縮するためのベイラ（1号、2号、3号及び4号炉共用）、焼却可能な雑固体廃棄物等を焼却するための雑固体焼却設備（1号、2号、3号及び4号炉共用）及び燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備（1号、2号、3号及び4号炉共用）、雑固体溶融処理設備（1号、2号、3号及び4号炉共用）、使用済樹脂貯蔵タンク（1号、2号、3号及び4号炉共用）、固体廃棄物貯蔵庫（1号、2号、3号及び4号炉共用）、蒸気発生器保管庫（1号、2号、3号及び3号炉共用）、蒸気発生器保管庫（1号、2号及び3号炉共用）、発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵する。	(7) 固体廃棄物処理設備は、固体廃棄物の圧縮、焼却、溶融、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮した設計とする。ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。 (放射性固体廃棄物の管理) 第98条の2 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵 ^{*1} 又は保管する。 (省略)	要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するためには保安規定に記載する。	原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等を蒸気発生器保管庫に保管することを記載する。（新規記載）
(ii) 廃棄物の廃棄施設 ト、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備	7.4.2 設計方針 (省略)	(省略)	原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等を保管する措置の広がり防止の措置を講じることを記載する。（新規記載）
(3) 原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、保修第一課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第二課長が蒸気発生器保管庫に保管する。	(省略)	(省略)	原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等を保管する措置を講じることを記載する。（新規記載）
(3) 技術第二課長、安全管理第二課長及び発電第二課当直課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 安全管理第二課長は、貯蔵庫における放射性固体廃棄物及び蒸気発生器保管庫における原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、貯蔵庫及び蒸気発生器保管庫を巡回するともに、3か月に1回、保管量を確認する。	(省略)	(省略)	原子炉施設の設計の方針に係る事項であり、保安規定に規定しない。
(ii) 廃棄物の処理能力 蒸気発生器保管庫は、1号炉及び2号炉の蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器（1号、2号及び3号炉）の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した蒸気発生器（1号炉及び2号炉）の炉内構造物2基等並びに1号炉及び2号炉の炉内構造物2基等を十分貯蔵する能力がある。 本保管庫は、所要の遮へい設計を行ふとともに、準拠するCクラスとして設計する場合、規格、基準を満足するよう設計する。	(省略)	蒸気発生器保管庫（1号、2号及び3号炉）の蒸気発生器（1号、2号及び3号炉）の炉内構造物2基等を十分貯蔵する能力がある。 本保管庫は、所要の遮へい設計を行ふとともに、準拠するCクラスとして設計する場合、規格、基準を満足するよう設計する。	7.4.3 主要設備 (9) 蒸気発生器保管庫 蒸気発生器保管庫（1号、2号及び3号炉）の蒸気発生器（1号、2号及び3号炉）の炉内構造物2基等を十分貯蔵する能力がある。

設置（変更）許可申請書【本文】 (補正) 2019.10.8	設置（変更）許可申請書【添付書類八】 (補正) 2019.10.8	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法のうち、(2) 管理区域の記述を以下通り変更する。	<p>A. 3号炉</p> <p>(2) 管理区域及び周辺監視区域の設定</p> <p>(i) 管理区域 　　炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であって、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質の密度が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量限度等を定める告示」という。)に定められた値を超えるか又は超えるおそれのある区域は、すべて管理区域とする。</p> <p>　　実際には、部屋、建物その他の施設の配置及び管理上の便宜をも考慮して原子炉格納容器、原子炉周辺建屋の大部分、原子炉補助建屋の大部分、燃料取替用水タンク建屋、固体廃棄物貯蔵庫、蒸気発生器保管庫、廃棄物処理建屋、焼却炉建屋、雑固体溶融処理建屋の大部分等を管理区域とする。</p> <p>　　なお、管理区域外において一時的に上記管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある区域が生じた場合は、一時的な管理区域とする。</p>	<p>(管理区域の設定・解除) 第103条の2</p> <p>2 安全管理第二課長は、管理区域※1を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。</p> <p>(省略)</p> <p>※1：管理区域は、添付4のうち「3、4号炉管理区域図」、「雑固体焼却炉建屋管理区域図」、「廃棄物処理建屋管理区域図」、「固体廃棄物貯蔵庫管理区域図」、「蒸気発生器保管庫管理区域図」及び「雑固体溶融処理建屋管理区域図」をいう（以下、本章において同じ）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するためには必要な事項は保安規定に記載する。 放射線管理基準 (3、4号)(既存) 蒸気発生器保管庫における管理区域の設定・解除を記載する。（新規記載）
	<p>A. 3号炉</p> <p>(4) 固体廃棄物の保管管理</p> <p>　　固体廃棄物には、脱塩塔使用済樹脂、廃液蒸発装置の濃縮廃液の固化物、薬品ドレン（強酸等）の固化物、洗浄排水処理装置の濃縮廃液の焼却物及び雑固体廃棄物（使用済フィルタ、布、紙等）がある。</p> <p>　　上記のほか、使用済制御棒等の放射化された機器が発生することがある。これらは、使用済燃料ピットに貯蔵し、放射能の減衰を図ることとする。</p> <p>　　ドラムに封入又は固型化、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵タンクに貯蔵する。</p> <p>　　脱塩塔使用済樹脂は使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵して放射能の減衰を図る。</p> <p>　　1号炉及び2号炉の取り外した蒸気発生器4基等、1号炉、2号炉及び3号炉の取り外した原子炉容器上部ふた3基等並びに1号炉</p>		(2/4)

上流文書（設置（変更）許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類八）

設置（変更）許可申請書【本文】 (補正) 2019.10.8	設置（変更）許可申請書【添付書類八】 (補正) 2019.10.8	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
社内規定文書			
及び2号炉の取り外した炉内構造物2基等 は、蒸気発生器保管車に貯蔵保管する。 脱塩塔使用済脂脂は使用済脂貯蔵タンク に貯蔵して放射能の減衰を図る。 固体廃棄物貯蔵庫及び蒸気発生器保管車は 管理区域とし、定期的に周辺の放射線サニベ イ等を行い、厳重に管理する。		記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要

設置（変更）許可申請書【本文】 (補正) 2019.10.8	設置（変更）許可申請書【添付書類八】 (補正) 2019.10.8	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	社内規定文書 記載内容の概要
1.6 火災防護に関する基本方針	1.6.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
1.6.1.3 火災の感知及び消火 1.6.1.3.2 消火設備 1.6.1.3.2.2 放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域に設置する消火設備 (省略)	e. 蒸気発生器保管庫 蒸気発生器保管庫は、不燃性の固体廃棄物のみを貯蔵している。また、蒸気発生器保管庫内は、可燃物を少なくすることで煙の発生を抑えられる。 設計とし、火災荷重を低く管理することから、消防活動が困難となる場所として選定する。	設計の方針に係る事項であり、保安規定に規定しないが、2次文書他に記載する。	火災防護計画（基準）（既存） 不燃性の固体廃棄物のみを貯蔵保管し、可燃物を少なくすることで煙の発生を抑える設計とし、火災荷重を低く管理することを記載する。（新規記載）

補足説明資料－3

設計及び工事計画で抽出された運用内容整理

目 次

- 1 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映に関する考え方
- 2 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

1 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映に関する考え方

玄海原子力発電所3号炉設計及び工事計画認可申請に当たって、基本設計方針に運用を定める箇所については、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の「添付－3 技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方」に下記の通り記載している。

(記載箇所抜粋)

5. 基本設計方針の作成に当たっては、必要に応じ、以下に示す考え方で作成する。
(2) 設置変更許可申請書本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所（品質マネジメントシステムの2次文書で定める場合は「保安規定」を記載）の呼込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。
- また、技術基準規則及び解釈への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。

上記の整理を踏まえ、玄海原子力発電所3号炉設計及び工事計画認可の「基本設計方針」に記載事項のうち、従来の記載から新たに「保安規定に定める」旨を追記している事項はすべて抽出を行い、保安規定に規定する。

また、「保安規定に定める」旨を明記してはいないが、「基本設計方針」及び「添付書類」において「運用とし、管理する」などの記載により、明らかに運用側で担保すべきと考える事項についても抽出を行い、「保安規定変更に係る基本方針」〔記載箇所：2-2, 2-3 頁〕に記載している「保安規定に記載すべき事項について」及び「下部規定に記載すべき事項について」に基づき、保安規定又は下部規定に規定する。

2 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

- (1) 玄海原子力発電所3号炉設計及び工事計画認可申請書記載内容のうち、
保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容 (別紙-1)

2 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

- (1) 玄海原子力発電所3号炉設計及び工事計画認可申請書記載内容のうち、
保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容

番号	資料名	項目	記載内容	保安規定	
				条	記載内容
1	放射性廃棄物の廃棄施設	1.2 汚染拡大防止上:	固体状の放射性物質を貯蔵する設備が設置される発電用原子炉施設は、ドラム缶詰め、容器に封入又は二ん包、あるいはタンク貯蔵による汚染拡大防止措置を講じることにより、放射性廃棄物による汚染が広がらない設計とする。	98条	(放射性廃棄物管理の管理) 第98条の2 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵又は保管する。 <中 略> (3) 原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、保修第二課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第二課長が蒸気発生器保管庫に保管する。

運用に係る記載の抽出（添付資料）

【資料4 巻電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

番号	資料番号	資料名	項目	設工認		保安規定	
				記載内容	記載内容	記載内容	備考
1	添付資料4	発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	6. 火災防護計画 （1）組織体制、教育訓練及び手順	1. 火災 1.5 手順書の整備 (1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。 ア 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。	添付2	火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準に規定している。	